

平成30年生駒市農業委員会第1回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 平成30年1月15日(月)午後2時00分

会議開催場所 市役所 401・402会議室

出席者 会長 8番 中田 建彦

農業委員会委員

1番 辻野 俊平	3番 田中 勇治
4番 染岡 政明	5番 池田 憲央
6番 有山 兼吉	7番 北村 由子
9番 中本 真人	10番 中谷 佳津代

農地利用最適化推進委員

上武 猛	中谷 明
北本 光美	高貝 要明
川端 俊雄	山田 義美
中井 啓二	

欠席者 西口 まゆり

説明者 事務局 局長 岡田 敬 局長補佐 巽 眞一  
係長 吉岡 浩 係員 増本 量俊

傍聴者 なし

---

議事次第

審議事項

- 1 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
- 2 農用地利用集積計画に対する意見聴取について
- 3 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
- 4 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
- 5 特定農地貸付けの承認申請について
- 6 特定農地貸付けの変更承認申請について

報告事項

- 1 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について
- 2 農地法第18条第6項の規定による受理通知について

- 3 使用貸借契約の解約通知について
- 4 農地の転用事実に関する照会について
- 5 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について
- 6 農地の一時使用について
- 7 農地転用許可による工事の進捗状況・完了の報告について

その他

配布資料

- 生駒市特定農地貸付規程
  - 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）
  - 平成30年度生駒市農業委員会予定表
  - 女性農業者セミナーちらし
  - 意向調査実施リスト
  - 奈良先端科学技術大学院大学の研究への協力依頼について
  - 農政なら
- 補佐 出席者数による会議の成立を確認。  
傍聴人なし。  
生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中田建彦会長に議事進行を依頼。
- 議長 開会宣言  
議事録署名委員の指名  
1番 辻野 委員、3番 田中 委員、4番 染岡 委員  
議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」について事務局からの説明を依頼。
- 係長 〔議案読み上げ〕
- 係長  
農地法第3条第1項について  
農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたものであり、本件については、売買等を目的とした申請。
- No.1の申請地の位置について  
生駒南第二小学校の西約100mのところに位置する小平尾町地内の農地。
- 申請理由について  
本農地の所有権のうち持分4分の1を、父親から息子に贈与することを目的とした申請であり、今まで既に持分の4分の2を贈与している。  
譲受人については、耕作に必要な農機具等については、既に所有しており、また、農地取得の下限面積要件は借りている農地が20アール以上あり、下限面積要件を満たし

ている。

#### 現地調査について

今月9日に会長をはじめ農業委員、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っているが、問題等はなかった。

#### No.2の申請地の位置について

美鹿の台の南、国道163号に隣接する鹿畑町地内の農地。

#### 申請理由について

譲渡人は、本申請地を相続で受け、二人で共有していたが、本農地の隣接で営農をしている譲受人に本農地を購入してもらうことになった次第。

#### 現地調査について

今月9日に会長をはじめ農業委員、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っているが、問題等はなかった。

#### No.3～7の申請地の位置について

第二阪奈道路の阪奈トンネルの入口の西約400mのところに位置する小倉寺地内の農地5筆。

#### 申請理由について

使用借人の息子が本農地を使用貸借で借りて耕作していたが、今、勤務している会社の業務が忙しくなり、農業経営の余裕が少なくなってきたことから、使用貸借契約を解約して、新たに、農地の所有者と、本申請の使用借人との間で使用貸借契約を締結し、本申請の使用借人が営農をすることになった次第。

#### 現地調査について

今月9日に会長をはじめ農業委員、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っているが、問題等はなかった。

○議長 No.1について地元推進委員の中井委員へ補足説明を依頼。

○中井委員

将来的なことを考慮し親子での引継ぎをすることであり、問題は生じないと思われる。審議をお願いしたい。

○議長 No.2について地元推進委員の北本委員へ補足説明を依頼。

○北本委員

特に問題ない。審議をお願いしたい。

○議長 No.3～7について地元推進委員の山田委員へ補足説明を依頼。

○山田委員

農地として管理が行き届いており特に問題ない。審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言。  
議案第2号「農用地利用集積計画書(案)について」について事務局からの説明を依頼。
- 係長 [議案読み上げ]
- 係長 本計画については、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が農地の貸借等を明らかにした農用地利用集積計画を市町村が定めるに際し、農業委員会での決定が必要なため、議案として上げたものであり、委員会での決定後、市町村が同計画を公告すれば、農地についての貸借権の効力が発生。この計画を定めることにより貸借の効力が生じると、農地法3条の許可が不要となり、また、同法17条の賃貸借の法定更新の規定が除外となることから、相互に決めた契約の期間が終了すれば、離作料不要のまま農地が所有者に返還される。

#### No.1～9の申請地の位置について

国道163号の高山大橋の南に点在する生駒市高山町芝地区内の農地9筆。

#### 申請理由について

使用貸人は、今まで営農をしてきたが、高齢になってきたことから本農地を耕作してくれる人を探していたところ、生駒市高山町大北地区内に実家があり、高山町庄田地区内で営農をしている使用借人に、本農地を貸し出すことになった次第。耕作に必要な農機具等については、既に所有しており、また、農地取得の下限面積要件については、営農している農地が20アール以上あり、下限面積要件を満たしている。

#### 現地調査について

今月9日に会長をはじめ農業委員、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っているが、問題等はなかった。

#### 要件

農業経営基盤強化法第18条第3項に規定する要件に該当しており、使用貸借にあたり問題ない。

#### 公告について

同法第18条第1項は、「同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない」と規定していることから、本委員会の決定後、経済振興課において計画をさだめ、同法第19条により、公告する予定。

審議をお願いしたい。

- 議長 No.1～9について地元推進委員の北本委員へ補足説明を依頼。

#### ○北本委員

使用貸人は、これまで営農を続けてきたが、高齢になり、耕作希望者を探していたところで、利便性がよい農地である。審議をお願いしたい。

- 議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

- 議長 異議の確認。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長 議案第2号「農用地利用集積計画書（案）について」の承認を宣言。  
議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」および  
議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」について、事務局に一括して説明を依頼。

○係長 〔議案読み上げ〕

○係長

農地法第4条第1項について

所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のない農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、以下の申請がでてきたもの。

○係長

No.1の申請地の位置について

生駒北小中学校に西約170mのところの位置する高山町大北地区内の農地

申請理由について

申請者は、今までも近隣で営農を行ってきたが、農機具等の機械化により機具・用品等が多くなり、自宅にある倉庫では収納がしきれなくなってきたため、本農地を含む敷地内に農業用倉庫を建築することになった次第。郡山土木事務所が発行する農家判定書も添付されている。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当。

申請にあたっては、地元農家区長の同意及び北倭土地改良区の意見書も添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題ない。

本案件は、平成29年9月に行われた地元推進委員及び農業委員による利用状況調査に際し、農地転用の許可を得ず農業用倉庫を建築しようとしたことが発覚した事案であり、その後、郡山土木事務所建築課、生駒市建築課と、事務局を含めた農業委員会で再度、現地調査を行い、工事の一旦中止及び適正な手続を行うようにとの指導を行った。その後、農業用倉庫建築を目的とした農家判定書が添付され、農地法第4条にもとづく農地転用申請書が出されたことから、12月6日に委員会前の現地調査を行ったところ、またもや、請負業者が建築行為を行っていたことから、12月14日に申請者家族を呼び出し、会長および副会長4名と地元農地利用最適化推進委員と事務局で今までの経緯を聞き、奈良県知事による農地転用の許可が出るまで建築工事をストップするよう強く指導した。

現地調査について

今月9日に会長、副会長、地元農業委員と事務局で現地調査を行っており、工事は中断されていた。工事に事前着手されていること以外、本件の問題点はない。

No.2の申請地の位置について

奈良交通たんだ橋バス停の北70mのところに位置する高山町大北地区内の農地  
申請理由について

申請者は、本申請地の隣地で、申請者夫婦と長男夫婦や孫、そして長女と一緒に住んでいたが、家族が増えて家が狭くなってきたことと、長女が結婚することになったため、今、住んでいる住宅を長女に譲り、本人夫婦と長男家族は、新しく農家住宅を建築して、一緒に住むことになった次第であり、郡山土木事務所で農家住宅建築を目的とした農家判定書が出たことから、本申請が出てきたもの。

立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当。

申請にあたっては、地元農家区長の同意及び北倭土地改良区の意見書も添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月9日に会長、副会長、地元農業委員と事務局で現地調査を行っており、問題点はない。

補足

本申請地の所有者は、申請者夫婦となっており、これに対し、農家判定書は、申請者本人と長男夫婦であることから、農地法第4条申請とともに、申請者夫婦を使用貸人、長男夫婦を使用借人とした農地法5条申請も同時提出あり。第4号議案で説明。

No.3の申請地の位置について

奈良先端大学院大学の北東約500mのところに位置する鹿畑町地区内の農地  
申請理由について

申請者は、近隣に自宅があり、土木建築業を営んできたが、今使っている青空資材置場が狭くなってきたことから、本申請地を農地転用し、青空資材置場として利用することになった次第。

立地基準による判断については、住宅が連たんしている区域内の農地であることから、第3種農地に該当。

申請にあたっては、地元農家区長の同意及び北倭土地改良区の意見書も添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月9日に会長、副会長、地元農業委員と事務局で現地調査を行っており問題点はない。

以上のことから、本申請の許可権者は奈良県知事であり、No.2と3については転用面積が300㎡以上であることから奈良県農業会議への意見照会を経て、これらの申請を奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。

引き続き、議案第4号「農地法第5条許可申請承認について」も説明する。

○係長 [議案読み上げ]

○係長

農地法第5条第1項について

所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、以下の申請がでてきたもの。

○係長

No.1の申請地の位置について

近鉄生駒線萩の台駅の西約800mのところに位置する生駒市小平尾町地内の農地申請理由について

本申請の目的である『ドッグラン』は、犬の飼い主が、隔離されたスペースの中で引き綱を外して自由に運動をさせることができる場所や施設をいい、全国的にも、高速道路のサービスエリア等で設置されている。

本申請の『ドッグラン』は、現在は、生駒市南田原町地内にあるが、住宅地に近接していることから、周辺に民家の少ないところを探していたところ、ドッグランの利用者の一人の賃貸人の協力を得て、本申請地で『ドッグラン』をすることになった。

なお、犬のし尿の処理が問題となるが、糞については利用者が持ち帰り、尿については消臭スプレーでの処理をすることになっている。なお、利用者については、仮設のトイレを設置し、汲み取りにより処理をすることになっている。

申請にあっては、「犬の鳴き声と排泄物に留意してください。」との条件付きでの水利組合の同意、そして隣接する農地の所有者の同意が添付されており、し尿等は下流に流すことはないため、周辺農地に対する影響はない。

立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当。

現地調査について

今月9日に会長、副会長、地元農業委員と事務局で現地調査を行っており問題点はない。

No.2の申請地の位置について

議案第3号で説明のあったとおり。

申請理由について

農家住宅を目的とした農地転用。農家判定書は、申請者及び息子夫婦の連名で出ているが、農地の所有者が申請者夫婦であることから、農地法に基づく手続き上、申請者自身による4条申請と、申請者夫婦が使用貸人、息子夫婦が使用借人とした5条申請が出てきたもの。

現地調査について

議案第3号で説明のあったとおり。

以上のことから、農地法第5条許可申請については、奈良県農業会議への意見照会を経て、これらの申請を奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。

審議をお願いしたい。

○議長 議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」のNo.1と2について地元農業委員の中谷委員へ補足説明を依頼。

○中谷委員

No.1については利用状況調査の中で確認した事案。工事中断の上、申請をしており、また現地調査も実施しており問題はない。またNo.2については事務局の説明とおりであり、問題ない。

審議をお願いしたい。

○議長 議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」のNo.3について地元農業委員の北本委員へ補足説明を依頼。

○北本委員

事務局の説明とおりであり、問題ない。

審議をお願いしたい。

○議長 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」のNo.1について地元農業委員の中井委員へ補足説明を依頼。

○中井委員

ドッグランの利用時間は日中だけ、とのことである。ドッグラン経営者が世界的なドッグレースに出場しており、レースでのレベルを上げるための場所であり、車で犬を運び、夜間は閉鎖することになる。それ以外は事務局の説明とおりであり、問題ない。

審議をお願いしたい。

○議長 議案第4号のNo.2については、議案第3号のNo.2の案件と同じ案件であり地元推進委員の補足説明は省略する。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○副会長

議案第4号No.1の地図について、現地調査の時と変わっているがどういった事情か。隣地地番で無くなっているものもある。

○委員 筆界に誤りがあるとの指摘であったので、調査の上訂正したもの。

○副会長

隣地にあった地番はどこにあるのか。

○委員 隣地については公図に示すとおりであり、これ以上のことは分からない。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」および



議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言。  
議案第5号「特定農地貸付けの承認申請について」の説明を事務局に依頼。

○係長 [議案読み上げ]

○係長 本申請は、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき申請されたものであり、生駒市では、遊休農地対策の一環として、この法律に基づき、農家の方から生駒市が遊休農地になる恐れのある農地を無償で借り受け、200㎡から300㎡の面積を一つの単位として非農家の方に無償で貸し出す事業を行っている。

「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」は、農地法の特例であり、この法律に基づく手続を行う場合、農地法第3条の許可は不要だが、農業委員会の承認は必要であることから、本申請が出されたもの。

No.1の申請地の位置について

北コミュニティセンターISTAはばたきの東に位置する生駒市上町地区内の農地

申請理由について

今までは使用貸人が営農をしてきたが、高齢になってきたことから営農を続けることが難しくなり、今般、特定農地として貸し出すことになった次第。

No.2～3の申請地の位置について

近鉄生駒線の北東約300mのところに位置する生駒市乙田町地内の農地2筆

申請理由について

使用貸人は、萩の台、小瀬町、乙田町で営農を続けてきたが、高齢になってきたことから、全農地の営農を続けていくことが難しくなってきたことから、特定農地として貸し出すことになった次第。

現地調査について

今月9日に会長、副会長、地元農業委員と事務局で現地調査を行っており問題点はない。

生駒市作成の『生駒市特定農地貸付規程』の写しを手元に配布しているので参考にされたい。

また、審議をお願いしたい。

○議長 No.1について地元農業委員の北本委員へ補足説明を依頼

○北本委員

事務局から説明のとおりであり問題はない。

審議をお願いしたい。

○議長 No.2～3について地元農業委員の中井委員へ補足説明を依頼

○中井委員

乙田町の本案件の区域は整然と農地が整備されており、畑をするには申し分のないところ。車を止め易く利便性がある。

審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第5号 「特定農地貸付けの承認申請について」の承認を宣言。

議案第6号「特定農地貸付けの変更申請承認について」の説明を事務局に依頼。

○係長 〔議案読み上げ〕

○係長 本申請については、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき申請され、平成23年7月の当委員会において承認を受けた土地であるが、申請変更が生じたため、本申請が出されたもの。

変更内容については、当該農地につき、遺産分割協議がまだで、相続手続が行われてなかったことから、相続人の代表者とのみ生駒市が使用貸借契約を結んでいたが、今般、遺産分割協議が整い、相続登記が完了したことから、使用貸人の変更を目的とした申請がでてきたもの。

審議をお願いしたい。

○議長 内容が名義変更だけであり、地元推進委員の補足説明は省略し、次に移りたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第6号「特定農地貸付けの変更申請承認について」の承認を宣言。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第3号「使用貸借契約の解約通知について」

報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について」

報告第6号「農地の一時使用について」

報告第7号「農地転用許可による工事の進捗状況・完了の報告について」

について、事務局に一括して説明を依頼。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

○係員 〔議案読み上げ〕

#### 報告事項

本報告は、農地法第3条の3第1項に基づく届出。

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得であるが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のため

めの措置を講ずることができるようにするためのもの。No.1～33については、相続により所有権を取得された農地について届出されたもの。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○係員〔議案読み上げ〕

本報告は、農地法第18条第6項に基づく届出。過去に交わされていた農地の賃貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているもの。

報告第3号「使用貸借契約の解約通知について」

○係員〔議案読み上げ〕

○係員 議案の内容について説明

概要説明、報告事項

過去に交わされていた農地の使用貸借契約が、双方合意の上、解除されたという通知を受け、通知したことを報告しているもの。

報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」

○係員〔議案読み上げ〕

○係員 議案の内容について説明

概要説明

本報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案。

報告事項

No.1～3は、農地性がなく、地目が農地のままにされていた土地。

今般、法務局に対し地目変更登記申請が出されたもので、地元農業委員と現地調査の結果、農地性はなく、その旨法務局に回答したもの。

議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」

○係員〔議案読み上げ〕

○係員 議案の内容について説明この報告は、生産緑地における主たる従事者の証明をしたことの報告をしているもの。市街化区域内の農地において、生産緑地と指定されている農地が多くある。通常は、30年間農地として利用をしていかなければならないことになっている。

しかし、この生産緑地の所有者ではなく、主たる従事者に死亡もしくは従事することが不可能とさせる故障が生じた場合は、生産緑地に指定されている農地の市町村への買い取り申出を行なうことになっており、市町村が買い取らない場合及び斡旋が不調になったときには、生産緑地の行為制限を解除することになっている。

この一連の手続は、生駒市都市計画課が窓口として行なうことになっているが、主たる従事者が従事できなくなることが条件であるので、生駒市に対して買い取り申し出を行うに際して、主たる従事者がだれかの証明が必要であり、この証明を農業委員会がすることになっている。本件については、生産緑地の主たる従事者の死亡を理由として、

申請が出てきたことに伴い証明したことを報告している。

生産緑地の行為制限が解除になった場合は、通常の市街化区域内農地としての扱いになり、通常の農地転用手続を踏めば、農地転用が可能となる。

本案件では、被相続人の死亡より年数が経っているが、相続人が市外に住んでいることと、この間、特定農地貸付制度を利用して、生駒市との間で使用貸借契約を結んできた経過があることから、死亡以降、新たな主たる従事者は存在しなかったという考えに立ち、死亡した被相続人が主たる従事者であることの証明をすることになった次第。

#### 議案第6号「農地の一時使用について」

○係員 [議案読み上げ]

○係員 本申請については、水路整備工事などに市が行う公共事業につき、当該事業を行うに際し、隣接農地の一部を資材設置や工事施工の作業スペースとして使用しなければ工事ができないことから、生駒市から、一時使用の報告が出てきたもの。あくまで農地の一時的な使用であり、農地転用に該当しないと考えられ、農地転用の許可申請や届出は不要。

申請のあった期間中は農地として利用できないが、使用期間が比較的短く、工事が終了するとともに農地として復元する予定。

#### 議案第7号「農地転用許可による工事の進捗状況・完了の報告について」

○係員 [議案読み上げ]

○係員 本報告については、市街化調整区域内農地の転用申請があり、奈良県知事の許可があったものについて、転用による工事が終了したことの報告が出てきたもの。

以上で報告を終了。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○中井委員

議案第5号について、前回12月委員会で定めた規定が定められる前の案件であり、当規定に定められている証明の期限である、主たる従事者の死亡日から1年以上経過したもの。規定から外れる場合は委員会の審議によることとできないか。

○係長 従来から、証明の期限を主たる従事者が死亡してから1年の間であることは伝えていたが、明文化されたものは無かった。本件について、本来の主たる従事者の死亡から約5年経過しており、5年の間に特定農地として非農家に貸与していたが、非農家を主たる従事者と証明することもできず、また相続人が遠方の方であることから、やむなく5年前に死亡した方を主たる従事者として証明したもの。

また、規定については明文化されたものが必要であったため、整備することとした。

○中井委員

当初案件を受け付けたときは、証明期限「1年」を明文化したものが無かったが、申

請までの1年の間に特定農地貸付の事実があったので、申請を保留していた。その後、内部で対応を協議した結果、1年以上でも申請書を受け付けることとなり、すぐに1年を明文化するよう規定を定めている。

規定にないこと等、委員会で審議することとしてもよいのではないかと。他にも競売、裁判等で農家でない人による農地の取得などの異例の案件についても委員会での審議を経るべきである。

○係長 問題の難易度が高くて、会長や事務局で解決できない案件については会長専決でなく審議することとしたい。

補足として、競売による農地取得については、競売参加者が競売適格者証明を申請・取得しておく必要がある。証明がないと参加できない。また競売により落札後の農地取得では3条の手続きが必要になるが、これは従来から会長専決で手続きをしてきた。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認  
〔「なし」の声あり〕

○議長 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」についての説明を事務局に依頼。

○係長 今回「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」を提示する。これまでに意見を集約してきたものを指針に反映した。また各委員からの意見についての事務局側考えについてもまとめたものを提示する。これについて更なる意見等あれば示していただきたい。本指針について、2月の委員会で決議をとりたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 指針案に鳥獣被害による遊休農地の拡大等記載されている。他府県の指針でも遊休農地の発生防止、解消について、その対策までの具体的言及はないが、生駒市は鳥獣被害の影響が重大であり、指針の中で、鳥獣対策について県や市に意見・要望を提出する等、記載した方がいいのではないかと。

○議長 事務局でも記載を検討するように。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認  
〔「なし」の声あり〕

○議長 各委員からの意見をもとに同指針を修正し、来月の当委員会に議案としてあげ、最終決定としたい。

○議長 「平成30年度農業委員会の予定について」についての説明を事務局に依頼。

○係長 〔説明〕

従来は委員会に諮る案件は、当該委員会の月5日、5日が休日の場合は翌業務日を締切としていたが、平成30年度からは前月末、末日が休日の場合は前業務日を締切としたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 締切は月末でなく、25日までとできないか。駆け込みで提出する人も多く対応しきれない。

- 係長 他市でもそのような運用はあり、これについて委員会で審議することも可能。
- 委員 締切25日にしたとしても駆け込みは避けられないので、月末でも25日でも大差ない。むしろ委員会に近い月末とする方が、次々回の委員会に持ち越すことを多く避けることができる点で、25日に比して優位性がある。
- 局長 月末となることは広報、ホームページ等でよく知らせるようにしたい。
- 議長 月末の運用でよろしい。
- 議長 「その他」についての説明を事務局に依頼。
- 係長 「意向調査実施リスト」について説明。最終状況については委員会で別途説明する予定。
- 係長 「女性農業者セミナーちらし」について説明。申込み締切日が1月17日であり、申込みする場合は事務局へ連絡していただく。
- 補佐  
「北和の農のつどい」について  
日時：平成30年2月1日（木）午後2時～  
場所：北コミュニティセンターI S T Aはばたき  
補足：直接会場に来場いただく。  
車での送迎を希望する委員は午後1時まで事務局にお越しいただく。
- 補佐  
「農地利用最適化に関する研修」について  
日時：平成30年2月19日（月）午後1時～  
場所：いかるがホール（奈良県生駒郡斑鳩町興留10丁目6番43号）  
補足：バスにて送迎。
- 局長 「奈良先端科学技術大学院大学の研究への協力依頼について」説明
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認。  
〔「なし」の声あり〕
- 議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼。
- 補佐 次回の日程について  
定例会 2月13日（火）午後2時 401・402会議室  
現地調査 2月 7日（水）午後1時30分  
前日2月6日（火）に同行いただく委員に連絡する。案件の多い場合は午前中から調査を開始することとしたい。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認。  
〔「なし」の声あり〕
- 議長 閉会宣言

午後4時15分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、平成30年生駒市農業委員会第1回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号                    1 番   辻野   俊平

---

議席番号                    3 番   田中   勇治

---

議席番号                    4 番   染岡   政明

---